

旭川内山下構造検討委員会 規約

(名称)

第1条 本会は、「旭川内山下構造検討委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所長（以下「岡山河川事務所長」という。）が「旭川水系河川整備計画（国管理区間）」の整備箇所として記載のある「内山下地区」の堤防整備にあたり、河川整備計画の趣旨に則り文化財や景観との調和を図り、具体的な施設構造について学識経験者から技術的助言をいただき、とりまとめを行うことを目的に設置する。また本委員会の結果をもって、文化財保護法上の手続きを行うこととする。

(組織等)

第3条 委員会の委員は、岡山河川事務所長が委嘱する。
2 委員会は、別表で掲げる委員及びオブザーバーで構成する。
3 委員会には委員長を置くこととし、委員長は委員の互選によってこれを定める。
4 委員長は委員会を代表し、委員会の円滑な運営と進行を総括する。
5 委員長は委員会の秩序維持の為に必要な措置を事務局に命ずることができる。

(委員会の招集)

第4条 委員会は、事務所長の要請を受け、委員長が招集する。
2 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(公開)

第5条 委員会における助言の内容及び河川管理者がとりまとめた結果について、岡山河川事務所ホームページにより公開を行う。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所工務課に置く。
2 事務局は、委員会運営に係る庶務を処理する。
3 事務局は、第3条5項に基づく委員長の指示により、必要な措置を講ずる。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正は、委員の同意を得て行うものとする。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項については、委員会で定める。

附則 この規約は平成29年11月17日から施行する。

附則（平成29年11月17日規約の一部改正）
令和 2年 3月 4日 （別表の改正）
令和 2年11月24日 （別表の改正）

旭川内山下構造検討委員会 組織

委員名簿

氏名	所属	分野	備考
稲田 孝司	岡山大学名誉教授	文化財	
篠原 修	東京大学名誉教授	景観	
竹下 祐二	岡山大学大学院環境生命科学研究科 教授	地盤工学 (河川堤防)	
田中 哲雄	日本城郭研究センター名誉館長	文化財	
前野 詩朗	岡山大学大学院環境生命科学研究科 名誉教授	河川工学	委員長

(敬称略 五十音順)

オブザーバー名簿

役職	氏名
岡山県教育庁 文化財課長	小林 伸明
岡山県 河川課長	二摩 慎一
岡山市教育委員会 文化財課長	草原 孝典

(敬称略)

事務局

国土交通省 中国地方整備局 岡山河川事務所